

大規模酪農場のヨーネ病防疫対策

紀南家畜保健衛生所
○岩尾 基 常田将宏
小谷 茂 尾畑勝吉

【はじめに】

ヨーネ病は、慢性の水様性下痢を主徴とする伝染病で、治療法はなく、感染牛は淘汰の対象となる。不顕性感染が特徴的で、発症まで明確な症状を示さず、不規則ではあるが糞便中に排菌し続ける。また、ヨーネ菌は、乾燥や紫外線、消毒薬等に抵抗性もあることから、農場内で1頭発症が確認された段階では、農場内に感染が拡大し、また、清浄化も困難であることが想定される。これらのことから、本病の対策において、ヨーネ菌を農場内に持ち込まない対策が重要となる。A農場は、平成17年より、肥育経営から新たに酪農経営に転換し、その規模も急速に拡大してきた。飼養形態は、戻し堆肥を敷料として利用し、F1生産を行い、育成は殆ど行っていない。このため、増頭及び更新は、主に北海道からの初妊牛の導入で行っている。これらのことから、A農場は、ヨーネ病の侵入・まん延のリスクが高いと考えられ、本病の防疫対策に取り組んだ。

【農場概要】

A農場は、大きく酪農部門とF1育成部門に分かれている。酪農部門は乳用牛約360頭を飼養する大規模酪農場で、出荷乳量は日量約8,500kgである。F1育成部門は、約2ヶ月令まで育成後、市場に出荷している。その他の詳細は図1のとおりである。農場の見取り図を図2に示したが、導入牛舎は乾乳牛舎と隣接しており、F1の育成牛舎は農場の中央部に位置している。また、今年、新たに牛舎と堆肥舎が完成した。

【方法及び結果】

清浄性の確認については5条検査で行い、これまで、4回実施した。発生予防対策としては、導入牛検査と飼養衛生管理指導を行い、導入牛検査は、平成20年9月から本年度当初までは、リアルタイムPCR検査で実施し、その後、エライザ検査に移行した。また、飼養衛生管理指導については、消石灰による農場消毒・牛床管理を中心に指導し、堆肥化の推進、本病対策の普及・啓発等を行った。

5条検査は、平成17年度、19年度、21年度及び23年度に実施し、延べ1,039頭検査して、全頭の陰性を確認した(図3)。導入牛検査の各年度の実施頭数は図4のとおりで、6年間で計402頭検査し、全頭の陰性を確認した。

飼養衛生管理指導では、戻し堆肥を牛床として利用する事から、堆肥化の推進のため、図5のとおり堆肥処理施設を整備した。また、今年、新たに牛舎と堆肥舎が完成し、この堆肥舎は、エアレーショ

ンシステムのある堆肥舎となっている（図 6）。牛床の管理については、図 7 のとおり消石灰を散布後、トラクターにより攪拌を行い管理している。また、新しい牛舎と堆肥舎が完成してからは、より良好な牛床を保っている。

F1 子牛は、分娩後すぐに母牛から離し、専用の牛舎において、搾乳部門とは別の従業員により管理されている。また、ミルクについては、余剰ミルクを加温殺菌後に給与している（図 8）。導入牛舎を整備し、導入牛は導入牛舎で分娩まで別群で管理されているが、乾乳牛舎に併設され、壁等での物理的な区分がない状況である（図 9）。また、万一の発生に備え、迅速な防疫措置が行えるよう、患畜の隔離・殺処分・消毒・同居牛検査等、具体的な場所設定や作業内容について指導を行った。

【考察】

A 農場におけるヨーネ病の防疫対策において、酪農経営開始当初から、継続的な導入牛検査により計 402 頭の陰性を確認し、過去 4 回の 5 条検査において農場の清浄性が確認された。また、農場消毒、牛床管理を中心とした飼養衛生管理指導を実施し、万一の発生時における迅速な防疫措置が出来るよう指導を行った。しかし、A 農場のように、育成によらず、初妊牛の導入で酪農業を営んでいる農場では、導入牛の扱いが最も重要となる。隔離牛舎とは、他の飼養牛と隔離され、感染の成立・拡大が生じない状況にある牛舎となる。基本的には、各現場の判断によるが、具体的には、壁等で物理的に区画が区分され、牛同士の接触がなく、糞便等を介した感染の危険性が極めて低く、隔離飼育中の牛の世話を最後に行うなどして、給餌や堆肥の処理が他の飼養牛とは別である必要がある。このため、現在、A 農場の導入牛舎は隔離牛舎とは判断できない。隔離牛舎の設置は、最も重要な課題であり、引き続き指導していきたい。また、万一の発生時には、「牛のヨーネ病防疫対策要領」（平成 25 年 4 月 1 日 農林水産省消費・安全局長通知）に基づく防疫措置が必要となる。具体的な作業確認を行うことにより、迅速な防疫措置やその必要性について、畜主と当所が共通認識を持つことが重要であると考えられた。本病発生によるリスクを認識することで、対策を強化し、導入牛検査と法定検査を組み合わせ、今後も、本病の清浄性の維持に努めていきたい。